

# 葛飾区議会議長交際費の支出基準について

平成20年10月22日  
葛飾区議会議長決裁

## 1 目的

この支出基準は、議長交際費（以下「交際費」という。）を適正かつ公正に支出するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 交際費を支出できる者

交際費は、葛飾区議会を代表し、対外的な交際のために支出するものとし、交際費を支出できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 区議会議長（副議長が行う場合等を含む）
- (2) 常任委員会委員長（区議会議長（以下「議長」という。）が必要と認めるときに限る。）

## 3 支出の相手方

交際費は、次に掲げる者に対し、支出することができる。

- (1) 区議会及び区政運営に関係を有する個人及び団体
- (2) その他議長が特に必要と認める者

## 4 支出

- (1) 交際費の種別及び支出範囲、支出金額の限度額は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 交際費の支出にあたっては、社会通念に照らして適切な儀礼の範囲内で支出するものとする。
- (3) (1)、(2)にかかわらず、議長が特に必要と認めた場合は、社会通念上妥当な範囲内において、交際費を支出することができる。

## 5 公表

交際費の支出は、1月ごとの支出状況を支出月の翌月20日までに区議会のホームページにおいて公表するものとする。

## 6 その他

交際費の支出は、その内容や金額が、常に社会通念上相当な範囲内と認められるもので、かつ、必要最少限の額となるように努めるとともに、区を取り巻く社会経済情勢の変化等に十分に配慮し、適正な執行を図るため、適宜4の支出基準を見直すものとする。

## 付 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

別 表

支出種別	支 出 内 容	支 出 金 額
慶弔費	(1) 慶祝 結婚披露宴等における祝金に 要する経費	会費の額が定められている場合 会費相当額 会費の額が定められていない場合 目的、内容、会場等を考慮した額(3 万円を上限)とする。
	(2) 弔慰 葬儀における香典等に要す る経費	1万円を上限とする。ただし、相手方 や区政への功労等を考慮し、議長が相 当と判断した額(5万円を上限)とす ることができる。
	供花料等に要する経費	実費額(2万円を上限)とする。
	(3) 見舞 病気、災害、事故等の見舞い (見舞金・見舞品)に要する 経費	2万円以内で相当と認められる額とす る。
渉外費	(1) 総会、懇親会、行事の会 合等に対する会費及び祝金に 要する経費	会費の額が定められている場合 会費相当額 会費の額が定められていない場合 原則5千円とする。ただし、目的、 内容、会場等を考慮し、議長が相当 と判断した額(2万円を上限)とす ることができる。
	(2) 友好都市等の公共的団体 との渉外及び交流に要する経 費	社会通念上、相当の範囲の額とする。
賛助費	(1) 各種関係団体の活動の支 援に要する経費 (2) 全国大会などの参加等へ の激励に要する経費	1万円以内で相当と認められる額とす る。
雑 費	上記以外の交際上、要する経 費	社会通念上、相当の範囲の額とする。